

紀北町職員等の内部公益通報に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、職員等からの法令違反に関する通報を適切に処理するために必要な事項を定めることにより、当該通報を行った者の保護を図るとともに、本町における法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の職員

(2) 職員等 次に掲げるものをいう。

ア 職員

イ 本町との委託契約、請負契約その他契約に基づいて業務を行う者の役員又は当該業務に従事している者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員又はその管理業務に従事している者

エ 公益通報前1年以内にアからウまでに規定する者であった者（イ及びウに規定する役員を除く。）

(3) 公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本町又は職員について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報することをいう。

(4) 通報対象事実 本町の事務又は事業における法令（条例、規則等を含む。）に違反する事実をいう。

(5) 内部公益通報受付窓口 職員等からの公益通報を受けるため総務課に設置する窓口をいう。

(公益通報対応業務従事者の指定)

第3条 法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）は、副町長、第6条第1項の紀北町公益通報委員会の委員、総務課長、総務課長補佐、総務係長及び総務係員の職にある者をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、町長（町長に係る公益通報は、副町長）は、法第11条第1項に規定する公益通報対応業務を行う者であって、当該業務に関して公益通報を行った者（以下「通報者」という。）を特定させる事項を伝達されるものを、その都度、書面により従事者として定めるものと

する。

（公益通報の方法等）

第4条 職員等は、通報対象事実を知り得たときは、総務課長（総務課長及び総務課長の親族に係る公益通報は、副町長。以下「通報対応責任者」という。）又は内部公益通報受付窓口に対して公益通報を行うことができる。この場合において、公益通報は、紀北町職員等内部公益通報書（別記様式）により行うものとする。

- 2 公益通報は、客観的かつ具体的な根拠を示して通報する場合を除き、実名で行うものとする。
- 3 職員等は、通報対応責任者又は内部公益通報受付窓口に対し、公益通報に関する相談をすることができる。
- 4 前項の規定による相談は、電話、文書、面談その他適切な方法により行うものとする。
- 5 公益通報は、町の行政運営の適正化に資するために行うものであり、ひぼう中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって利用してはならない。

（公益通報の処理）

第5条 内部公益通報受付窓口の担当者は、前条第1項の規定により公益通報を受けたときは、公益通報の内容を整理し、速やかに通報対応責任者に報告しなければならない。

- 2 通報対応責任者は、前条第1項の規定による公益通報又は前項の規定による報告（以下「公益通報等」という。）を受けたときは、通報者に対し、当該公益通報を行ったことを理由とした不利益な取扱いがないこと、通報者の秘密は保持されること、公益通報受付後の手続の流れ等を説明するものとする。この場合において、通報対応責任者は、次項各号に該当する場合を除き、当該公益通報を受理するものとし、次条第1項の紀北町公益通報委員会の開催に必要な措置を講ずるとともに、公益通報等を受けた日から20日以内にその旨を通報者に対して通知しなければならない。
- 3 通報対応責任者は、公益通報等に係る事実が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該公益通報を不受理（情報提供として受け付けることとしたときを含む。）とし、その旨及びその理由を、次条第3項の委員長に報告するとともに、通報者に対して公益通報等を受けた日から20日以内に通知しなければならない。

（1）職員等でないものによる公益通報であることが明らかである場合

（2）通報対象事実でないことが明らかである場合

（3）虚偽であることが明らかである場合

(4) 著しく不分明である場合

(5) 通報者に通報内容に関する説明を求めても通報対象事実に係る行為を行った者又は当該事実の内容を把握できないもので、調査をすることが事実上困難である場合

(6) その他公益通報に該当しないことが明らかである場合

4 通報対応責任者は、町長、副町長及び教育長の公益通報を不受理とする場合は、本町顧問弁護士又は本町顧問弁護士が指定した弁護士に公益通報の処理について意見を求めなければならない。

5 通報対応責任者は、通報対応責任者が行うこととされている事務を総務課の職員に補助させることができる。

(公益通報委員会の設置)

第6条 職員等からの公益通報を処理するため、紀北町公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副町長その他総務課長、財政課長又はこれと同等の職にある者のうちから委員長が指名する職員をもって構成する。

3 委員長は、副町長をもって充てる。

4 委員会の会議は、委員長が招集する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

6 委員会を構成する委員長及び委員（以下「委員長等」という。）に係る公益通報については、当該委員長等は、次条第2項の場合を除き、会議に参加することができない。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、受理された公益通報における調査の必要性を十分に検討し、委員会が指名する職員（以下「調査員」という。）に調査をさせるものとする。

2 委員会は、前項の調査のほか、必要があると認めるときは、公益通報に係る事実の決定に関し権限を有する者及び公益通報に係る職員を監督する責務を負う者（以下「管理者等」という。）並びに公益通報に係る当該職員から事情を聴くことができる。

3 委員会は、前2項の調査について、実施する場合は適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、その旨及び着手の時期を、実施しない場合はその旨及び理由を、通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。

- 4 委員会は、町長、副町長及び教育長の公益通報については、本町顧問弁護士又は本町顧問弁護士が指定した弁護士に審議の結果に関し意見を求めなければならない。
- 5 委員会は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、公開することができる。
- 6 委員会は、審議の結果を町長に報告する。
- 7 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(調査員の調査)

第8条 調査員は、次に掲げるところにより調査を行い、その結果を委員会に報告しなければならない。

- (1) 管理者等に説明を求め、及びその管理する関係書類等を閲覧し、又はその提出を求めること。
 - (2) 管理者等に関係職員からの事情の聴取又は実態調査についての協力を求めること。
 - (3) 公益通報に関係する職員からの事情の聴取を行うこと。
- 2 調査員は、前項の調査を行うときは、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により遅滞なく行うものとする。
 - 3 調査員は、町長その他町幹部職員が関与する法令等違反が明らかになった場合については、調査の際、本町顧問弁護士又は本町顧問弁護士が指定した弁護士に意見を求めなければならない。
 - 4 通報対応責任者は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障のある場合を除き、通報者から求めがあったときには、通報者に対して調査員による調査の進捗状況を遅滞なく通知しなければならない。
 - 5 何人も、公益通報に関する調査に協力しなければならない。
 - 6 前項の規定により調査に協力した者は、調査を受けた事実及び調査により知り得た情報を漏らしてはならない。

(審議結果に対する措置等)

第9条 町長は、第7条第6項の規定により委員会から当該公益通報に係る事実が存在する旨の結果の報告を受けたときは、当該公益通報に係る事実を是正し、又は再発防止のために必要な措置を講じなければならない。ただし、当該公益通報に係る事実が他の任命権者の機関に関するものであるときは、町長は、当該機関の任命権者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告するものとする。

- 2 町長及び他の任命権者（以下「町長等」という。）は、町長その他町幹

部職員が関与する法令等違反が明らかになった場合については、是正措置の検討及び実行の際、本町顧問弁護士又は本町顧問弁護士が指定した弁護士に意見を求めなければならない。

- 3 通報対応責任者は、前項の規定に基づく措置等が講じられた場合は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該措置等の内容を通報者に対して遅滞なく通知しなければならない。
- 4 町長等は、法令違反行為等の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合、追加の是正措置等を講じなければならない。
- 5 町長は、件数等必要と認める事項を適宜公表する。ただし、公表することにより、公益通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務執行の確保及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生ずる場合においては、個々の通報事案ごとに、その全部又は一部を非公表とすることができる。

（通知を望まない通報者等への対応）

第10条 委員会又は通報対応責任者は、通報者が匿名である場合又は通報者が説明若しくは通知（以下「説明等」という。）を望まない場合その他やむを得ない理由がある場合は、第5条第2項及び第3項、第7条第3項、第8条第4項並びに前条第3項の規定にかかわらず、説明等を行わないことができる。

（職制上の上司への通報等）

第11条 職員等は、職制上の上司を内部公益通報窓口として内部通報をすることができる。

- 2 前項の規定による内部通報を受けた者は、所属長及び内部公益通報受付窓口の担当者への報告その他必要な措置を講ずるものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第12条 町長等は、通報者又は公益通報に係る相談をした職員等（以下「通報者等」という。）に対し、公益通報又は公益通報に関する相談（以下「通報等」という。）をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 町長等は、通報等をしたことを理由として通報者等に懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとらなければならない。正当な理由がなく通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用した職員についても、また同様とする。

3 通報対応責任者は、通報者に対して公益通報をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者の保護に係る適切な措置を行うものとする。

4 公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた通報者等は、その旨を通報対応責任者に通報することができる。

(範囲外共有の防止)

第13条 通報対応責任者は、職員等が通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有すること（以下「範囲外共有」という。）を防ぐための措置をとり、範囲外共有が行われた場合には、適切な救済及び回復の措置をとるものとする。

(秘密保持及び個人情報保護)

第14条 何人も、公益通報等により知り得た秘密又は個人情報を正当な理由なく漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(通報者等の探索の禁止)

第15条 何人も、通報者等及び調査に協力した者を探索してはならない。

2 町長等は、前項に違反した者に対して懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(利益相反関係の排除)

第16条 何人も、自ら又はその親族が当事者となっている案件に関する公益通報等その他利益相反関係を有する案件について関与してはならない。

2 従事者は、公益通報等への対応の各段階において、相互に当該公益通報等に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

3 従事者は、当該案件について自らが利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに通報対応責任者に申し出なければならない。

(記録等の管理)

第17条 町長は、公益通報事案の処理に係る記録及び関係資料について、通報者等の秘密保持に配慮して、適切な方法で保管する。

2 この要綱の規定により行う職務に関する文書の保存期間は、当該是正措置が終了した年度の翌年度4月1日から起算して10年以上とする。

(通報者等への救済制度の周知)

第18条 通報対応責任者は、通報者等に対し、通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いについて、その内容等に応じた救済制度を利用することができることを周知しなければならない。

(職員への周知)

第19条 町長等は、職員等に適切な方法により、公益通報の処理の制度について周知を図るものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月2日から施行する。